

課 消 2 - 5

課 酒 1 - 28

令和 4 年 4 月 1 日

税 関 長
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

「輸入品に対する内国消費税の加算税の取扱いについて」の一部改正について（事務運営指針）

平成 13 年 3 月 31 日付課消 1 - 4 ほか 1 課共同「輸入品に対する内国消費税の加算税の取扱いについて」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、これによらねたい。

（理由）

関税関係法令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るものである。

記

別紙『「輸入品に対する内国消費税の加算税の取扱いについて」（事務運営指針）新旧対照表』の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。

「輸入品に対する内国消費税の加算税の取扱いについて」（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1 過少申告加算税の取扱い</p> <p>（「正当な理由」の取扱い）</p> <p>1 通則法第65条第4項第1号に規定する「正当な理由」の取扱いについては、<u>関税法基本通達12の2-17</u>《過少申告加算税に係る「正当な理由」の取扱い》を準用する。</p> <p>（修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合）</p> <p>2 通則法第65条第1項又は第5項に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」の取扱いについては、<u>関税法基本通達12の2-18</u>《修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い》を準用する。</p> <p>（「調査通知」に関する留意事項）</p> <p>3 通則法第65条第5項に規定する調査通知の取扱いについては、<u>関税法基本通達12の2-19</u>《調査通知の相手方》、<u>12の2-21</u>《修正申告書の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い》及び<u>12の2-22</u>《修正申告書の提出が調査の終了の際の手續後に行われた場合の取扱い》を準用する。</p> <p>第2 無申告加算税の取扱い</p> <p>（「調査通知」に関する留意事項）</p> <p>3 通則法第66条第6項に規定する調査通知の取扱いについては、<u>関税法基本通達12の2-19</u>《調査通知の相手方》、<u>12の2-21</u>《修正申告</p>	<p>第1 過少申告加算税の取扱い</p> <p>（「正当な理由」の取扱い）</p> <p>1 通則法第65条第4項第1号に規定する「正当な理由」の取扱いについては、<u>関税法基本通達12の2-1</u>《過少申告加算税に係る「正当な理由」の取扱い》を準用する。</p> <p>（修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合）</p> <p>2 通則法第65条第1項又は第5項に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」の取扱いについては、<u>関税法基本通達12の2-2</u>《修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い》を準用する。</p> <p>（「調査通知」に関する留意事項）</p> <p>3 通則法第65条第5項に規定する調査通知の取扱いについては、<u>関税法基本通達12の2-3</u>《調査通知の相手方》、<u>12の2-5</u>《修正申告書の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い》及び<u>12の2-6</u>《修正申告書の提出が調査の終了の際の手續後に行われた場合の取扱い》を準用する。</p> <p>第2 無申告加算税の取扱い</p> <p>（「調査通知」に関する留意事項）</p> <p>3 通則法第66条第6項に規定する調査通知の取扱いについては、<u>関税法基本通達12の2-3</u>《調査通知の相手方》、<u>12の2-5</u>《修正申告</p>

改 正 後	改 正 前
書の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い》及び <u>12の2-22</u> 《修正申告書の提出が調査の終了の際の手續後に行われた場合の取扱い》を準用する。	書の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い》及び <u>12の2-6</u> 《修正申告書の提出が調査の終了の際の手續後に行われた場合の取扱い》を準用する。